

第五次滋賀県環境学習推進計画(案)概要 【計画期間 令和8年度～令和12年度(5年間)】

第1章 計画の基本事項

- 「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画であるとともに、「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- 持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習の役割が非常に重要だと整理



WHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態」と定義されており、短期的な幸福のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

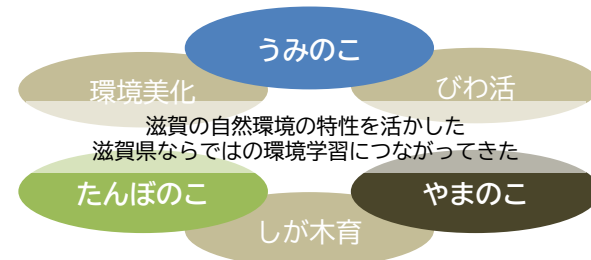
第2章 環境学習の現状と課題

《課題》

- (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保
- (2) 環境学習の担い手の育成
- (3) 環境学習に関する情報の発信
- (4) 学校現場等への支援
- (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

石けん運動

1977年5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれている「りん」であったことから、県民（特に女性団体や主婦が中心であった）が合成洗剤の使用をやめ、粉石けんを使おうと始まった運動。
石けん運動を発端に広がった動きが、通称「琵琶湖条例」の施行につながるなど、県民の思いが条例として実を結んだことは、本県の環境行政の歴史に残る出来事となっています。



第3章 計画のめざすもの

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

第4章 基本方針

- (1) 原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく
- (2) 課題同士とのつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む
- (3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する
- (4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

第5章 重点的な取組

- (1) 環境学習の指導者・リーダー育成
- (2) 中間支援機能の充実・強化
- (3) 県内・県外との積極的な情報共有
- (4) 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

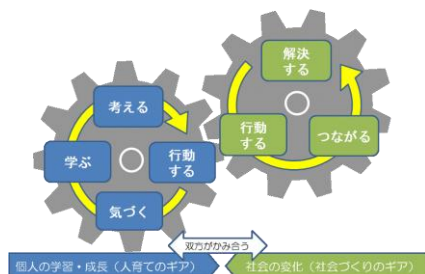
第6章 推進体制

- (1) 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進
- (2) 「琵琶湖博物館 環境学習センター」での支援
- (3) 分野横断的な施策の展開
- (4) 関係する主体との協働



第7章 進行管理

アウトカム指標として、環境保全行動実施率の経年変化を活用。また、環境保全行動の広がりが人々の幸福度に与える影響を計るため、県政世論調査等の幸福度の経年変化を活用する。さらに、行動変容を計る指標として、「1人1日当たりのごみの排出量」なども参考とする。各事業については自己評価を行い、結果の公表を行う。



環境学習による人材育成（人育て）を持続可能な社会づくりにつなげていくイメージを「ギアモデル」として表しています。

